

天保十一年 翌天保十一年の工事は、三月に行われた節丸道、続命院道、大橋道、国作道の四本の道造りの開発工事と、同じく三月に行われた今井祇園社勧請所の仮屋建て、それに家屋などの建設であった。

具体的な工事の内容は、地均し、材木運搬、家建て、屋根葺き（三月二十日に瓦一萬一〇〇〇枚が沓尾浦から錦原に搬送されている）、壁塗りである。

また、今井祇園社勧請所の仮屋を建てるのに、仲津郡全体で費用を負担しているのであるが、これは淨喜寺や国分寺が自ら欲して布教所や弁天社を建てたのと違い、「市之神」として勧請することを藩側から命じられたためであろう。

ところで、この年の九月に、郡代・原源太左衛門は、仲津郡奉行・細野健助に対し、錦原に人家が増え、繁榮してきたことを「大慶の事に候」としながらも、「未だ町並ばかりにて、耕作の業」が無い、つまり町作りの工事ばかりが進んで、当初考えていた田畠の開発が行われていないことを嘆き、「右根元は第一田畠開発致すべき者（新百姓）を仕据え」ることであるとしている。そこで、新百姓を移植させるため（費用を捻り出するため）「一ヶ年春秋兩度ずつ牛馬市、或いは軽き見セ物」を行うことを提案し、錦原開発の元來の目的に立ち返ることを促している（長井手永大庄屋文書天保十四年「卯御用日記」九月四日条）。

天保十二年 天保十二年（一八四二）は、原源太左衛門の嘆きに応えるかのように、錦原の農業用水確保の開発工事のため、今積池の土手築造、今積溝の掘削が行われた。またその他にも、土蔵の建設・壁塗り・屋根葺きが行われた。

中でも今積池の築造と溝の掘削には多くの人夫が使役された。今積池は、現在では埋め立てられてしまつ

ているが、大字光富の西方、現在ゴルフ場となつてゐる地所の中に、昭和五十年ごろまで在つた池である（第7図参照）。この池から錦原へ水を引くために今積溝が掘削されたのであるが、その流路について詳しくは分からぬ。時代は下るが、太郎を中心として、今積池南方の山中に新たに池が築かれ（大正池）、そこから豊津、国分、徳政、惣社へ灌漑用水が引かれた。この用水路は、



第7図 今積池付近
現在ゴルフ場の資材置場となっている
地所辺りに今積池は築かれた。



第8図 佐々用水 (図面)

いったん豊津台地に水を上げるのであるが、そのため、第8図に点線で示した区間をサイフォン式にしている。「佐々用水」とも呼ばれるこの溝は、天保年間に造られた今積溝を改修したものであると伝えられているが、今積溝と佐々用水が同じ流路を辿っているならば、第8図に図示した区間は、今積溝の場合もサイフォンにていたはずである。しかし、今積池の標高から考えれば、サイフォン式に出来るような水圧を得られたとは、とても思えない。国分区貴船神社の「佐々角太郎開田之碑」には、天保年間の用水工事について「(天保年間に)光富の山から水を引いて水田を開こうとしたが果たせなかつた」と有るが、もしかすると、水圧不足のためサイフォンが造れなかつたので、失敗したのであろうか。しかし、今積池の辺りから豊津台地にサイフォンで水を上げることが不可能なことくらいは、「一目瞭然」であり、なぜ失敗することが分かつているような工事を行つたのであろうか、疑問である。ただ、これは、佐々用水が今積溝を改修したものであるという言い伝えと、天保年間の用水路工事が失敗したという「佐々角太郎開田之碑」の文句を史実とした場合に起きる疑問で、佐々用水の工事記録などが残っていないので、本当のところは分からぬ。

ところで、今積池と今積溝の工事には、企救郡吉田村の彦七という人物が深くかかわっている。天保十二年（一八四二）四月十七日、仲津郡奉行・細野健助は、国作手水大庄屋・森貞右衛門に対し「錦原に水を供給するための池と溝について、企救郡の彦七という者が見積もりや見立て方を心得ているので、詳しく見分させること」と指示しており、そのとおり彦七は、翌十八日に見分を行つてゐる（国作手水大庄屋文書 天保十二年日記四月十八日条）。実は、この企救郡吉田村の彦七は、今積溝の見積もりや見立てを行つただけではなく、その施工も請け負うことになる。仲津郡奉行・細野健助は、この年の五月「錦原溝手請負賃用意札」として、

郡代・平林正兵衛の口入れで札二貫目を借用した（貸主は不明。利子は月一歩半で同年十一月に完済予定）。それから早速、請負者を探したが、彦七は溝掘り一間に付き札一匁二分で請け負うことであつたため、そのまま彦七に溝掘りを申し付けることになったのである。彦七が溝掘りのため錦原に入るにあたって、細野健助は森貞右衛門に対し「彦七が二〇人程引き連れて錦原に入るので、芝居床に住ませること。鍋・釜は貸し与えること」としている（同前五月十二日条）。五月の中旬から始まつたこの工事については、同月二十四日に細野健助が、また二十六日には平林正兵衛が、六月十七日にはもう一度、細野健助が見分に訪れている（細野はおよそ三ヶ月後の九月二十日にもう一度溝の見分を行う）。

今積池の土手築造の方は、溝よりも着工が遅れ、しかも複雑な経緯を辿つたようである。細野健助は森貞右衛門への指示の中で「今積池土手については彦七の請け負いではないが、錦原の者が加勢しないならば、村々から人夫を出させてでも、これまでの見積もりどおりに早々築き立てを命じる。しかし彦七が築き立てるようになれば、それでも良い」（同前史料）としている。この指示とも関係するのかもしれないが、今積池の築造は錦原に水を送るため、開発工事の中でも最も重要なものの一つであつたのにもかかわらず、なぜか、平野部農村の旱魃対策の池として築造願いが提出されている。

この度光富村今積へ旱魃の節、里三手永村々にて用水新池御願い申し上げ候所、宜しく御聞き通り成し下され有り難く存じ奉り候、然る所水溜まり狭く、旱魃の節村々行き渡り候程の儀覚束無く、何卒地盤御願い申し上げ候場所より少々御引け成し下され、御築き立て下し置かれ候はば、余程水溜まり相増し、旱魃の節は格別村々の為にも相成るべくと申す段、庄屋共一統歎き出で申し候（略）

丑六月

元永藤太郎

平嶋寛左衛門

森貞右衛門

細野健助様

木村新右衛門様

(同前史料六月二十八日条)

池築造の願書は以前に一度提出されていたが、これは、その築造場所を変更することを願い出たものである。以前に提出された願書とは、四月に行われた吉田村彦七の見立てをもとにしたもので、細野健助が森貞右衛門へ「これまでの見積もりどおりに早々築き立てを命じる」と指示した時の見積もりとは、このことである。理由は分からぬが、今積池築造の見積もりは、修正され、細野健助は六月十九日に新しく出来た見積もりと絵図面を受け取っている。池築造場所の変更願いは、この新しい方に基づいて提出されたものなのである。いずれにしても一つの願書に共通することは、どちらも旱魃の際に里三手永(平島・元永・国作手永)へ農業用水を供給することを築造の目的にしていることである。光富村の年貢関係の記録を見ると、今積池土手が造られた翌年の天保十三年(一八四二)に五斗八升五勺の池成三ヶ一引が設けられていることが分かるが、池成三ヶ一引が設けられているということは、藩側の発意による築造ではなく、村方からの発意による池の築造であったことを示している。池の築造目的が前掲の願書のとおりであるならば、村方からの発意であることに違ひはないが、願書の内容はあくまで表向きのものであり、偽りである。なぜ、錦原開発

工事の一つとして築造が計画された池の使用目的を、全く違つたものにすり替へなければならなかつたのだろうか。詳しいところは分からぬが、池築造の費用を錦原の開発資金から捻出するのが難しかつたためだろうか。そのため、表向きは旱魃対策のために村方から願い出たことにして、別の会計から費用を捻出したのではないかろうか。

今積池の築造は、前掲の地所変更が早くも六月二十九日に許可され、七月に入つて早々から着工したようである。七月二十九日には細野健助が見分に訪れている。

錦原開発の人夫数

錦原開発工事は、天保十二年（一八四二）に終了したが、使役した人夫数やその他費用の決算は少し遅れて天保十五年に行われている。一月に仲津郡奉行・西正左衛門に提出された、開発工事に要した人夫数（要した物品も人夫数に換算）は第1表のとおりであった。これは、仲津郡でまとめた人夫数であるが、他の五郡が開発工事にどのようにかかわったのか、不明である。恐らく、他の五郡は、実際の開発工事には無関係で、後に述べる資金を集めための無尽にしかかかわつていなかつたのではなかろうか。第1表に書き上げられた人夫数は、錦原開発に要した費用の内、公費を用いて行われたものについて、すべて記されていると考へる。いずれにしても、天保十年から十二年の三カ年で、延べ一万余人もの人夫を使つた大工事であつた。ただ、この人夫数の報告は、郡代に提出された段階で疑念が差し挟まれ、郡代から郡奉行に対し「錦原新開の夫遣いについて先日差し出した帳面について、実際に使役した人夫数よりも不足しているように思われるので、もう一度取り調べるよう」と指示されている。これを受けた郡奉行・西正左衛門は、大庄屋・子供役中に対して「帳面の通り間違い無いならよいが、もし調査が

第3章 豊津台地の歴史

第1表 錦原開発に要した人夫数

年 代	人夫数	内 容
天保10年 (1839)	45人	10月に郡代・原源太左衛門が、初めて錦原を見分した際に要した人夫。野陣入用の物品も人夫数に換算
	3320人	10月に本陣の地ならしと町並家床の地ならしに要した人夫
	1370人	芝居床の用材を運ぶのに要した人夫
	520人	芝居床を建てるのに要した手伝夫
	130人	芝居床の壁を仕立てるのに要した左官の手伝夫
	380人	芝居床の地ならしに要した人夫
	864人	借家2軒、長借家1軒の材木を運ぶのに要した人夫
	340人	借家2軒、長借家1軒を建てるのに要した手伝夫
	86人	借家2軒、長借家1軒の壁を仕立てるのに要した左官の手伝夫
	460人	借家2軒、長借家1軒の地ならしに要した人夫
天保11年 (1840)	1800人	3月に節丸道・続命院道・大橋道・国作道の道造りに要した人夫
	53人	3月に今井祇園社が錦原へ勧請されるにともない、仮の社殿を建てるのに要した人夫、必要な物品も人夫数に換算
	367人	節丸村の皿山から家建ての材木を運び出すのに要した人夫。要した物品も人夫数に換算
	23人	家建てに要した手伝夫
	11人	家建てに要した左官の手伝夫
	16人	屋根を葺くのに要した手伝夫
	113人	家建ての場所を地ならしするのに要した人夫
天保12年 (1841)	84人	5月に郡代・平林正兵衛が、今積溝の見分を行った際に要した人夫。野陣を2カ所設けるのに要した物品も人夫数に換算
	1380人	溝を掘るのに要した人夫
	12人	土蔵の屋根を葺くのに要した手伝夫
	15人	土蔵の壁を仕立てるのに要した左官の手伝夫
	248人	土蔵を建てるのに要した手伝夫および地ならし夫。要した物品も人夫数に換算
	2084人	今積池の土手を築くのに要した人夫
合 計	13,721人	

「天保15年 錦原開発ニ付夫遣一切調子帳」(勢島89-1) より

入った時に人夫数が増すようなことが有れば大変不都合であり、以後郡内のことについて疑いを受けることになってしまう。もし、帳面の人夫数が不足しているようであるなら、早く書き出すように」（長井手永大庄屋文書天保十五年「辰御用日記」五月三日条）と述べている。

錦原開発の資金

錦原開発の資金を捻出するため、天保十二年（一八四二）に無尽が組まれている。

仲津郡錦原諸入用に付き、無尽千二百両相調い、右帳面調印致し候、この無尽一口百二十両、十口なり、企救・田川は一口半ずつ、余郡は一口ずつ、万屋助右衛門一口、御内証二口の事、利息一割五歩の定めなり

（『福岡県史資料』第五輯）

この無尽は総額一二〇〇両、一口一二〇両で一〇口、利息は一割五歩の定めであった。企救郡、田川郡はそれぞれ一口半の一八〇両ずつ、京都・仲津・築城・上毛の四郡は一口ずつ、また上毛郡宇島の豪商・万屋が一口、藩が二口の割り当てであった。しかし、この無尽がうまく機能したかは疑問で、後に惣吟味役から問いただしがあった際、「無尽集まり金七百両拾両、此無尽と申すは錦原入用の取り立てに候哉」（長井手永大庄屋文書天保十五年「辰御用日記」七月一日条）とあり、これが錦原の無尽であるなら、六口しか集金できていないことになる。

さて、錦原無尽の中に、上毛郡の豪商・万屋が名を連ねているように、錦原開発には、豪商の財力に頼るところも多かったようである。仲津郡大橋村の柏木勘八郎直純（柏屋六代）は、開発工事が開始される直前の天保十年九月、ナンギョウバル開発の御用掛と、家建ての一切を申し付けられている。

また、日田商人からの借入金も、錦原開発工事に充てられた。というより、錦原開発のための借入金返済のために、日田金が使われた。借り入れの時期は不明だが、日田からの借入金五〇〇両について天保十二年に残高の差し引きが行われている。それによると五〇〇両の内、一六一両余が錦原開発にかかる借入金返済のために使われている（国作手永大庄屋文書天保十二年日記十月二十七日条）。

在郷町・錦原

天保十二年（一八四二）には開発工事が完了した錦原は、文字どおり農村に囲まれた在郷町であった。ただ、町としての体裁は整えていたものの、あくまで国分村の一部であるので、国分庄村屋の下に「錦原世話方」が置かれた。錦原には天保十一年の時点で、仲津郡大庄屋五人と郡内の有徳人たちが居を構え、合わせて大小四〇軒ほどが建てられている。居を構えた有徳人の中には、大橋村の商人・柏屋（前記柏木勘八郎の店）、新屋、富田屋、丸田屋、松屋らもいた。彼らは、錦原に建てた家（店）の間口の間数に応じて、櫨を植え付けることを命じられている。また、小倉城下町の商人と思われる大坂屋も錦原に店を構え、京都郡稗田村の漢学者・村上仏山と親交を結んでいる。

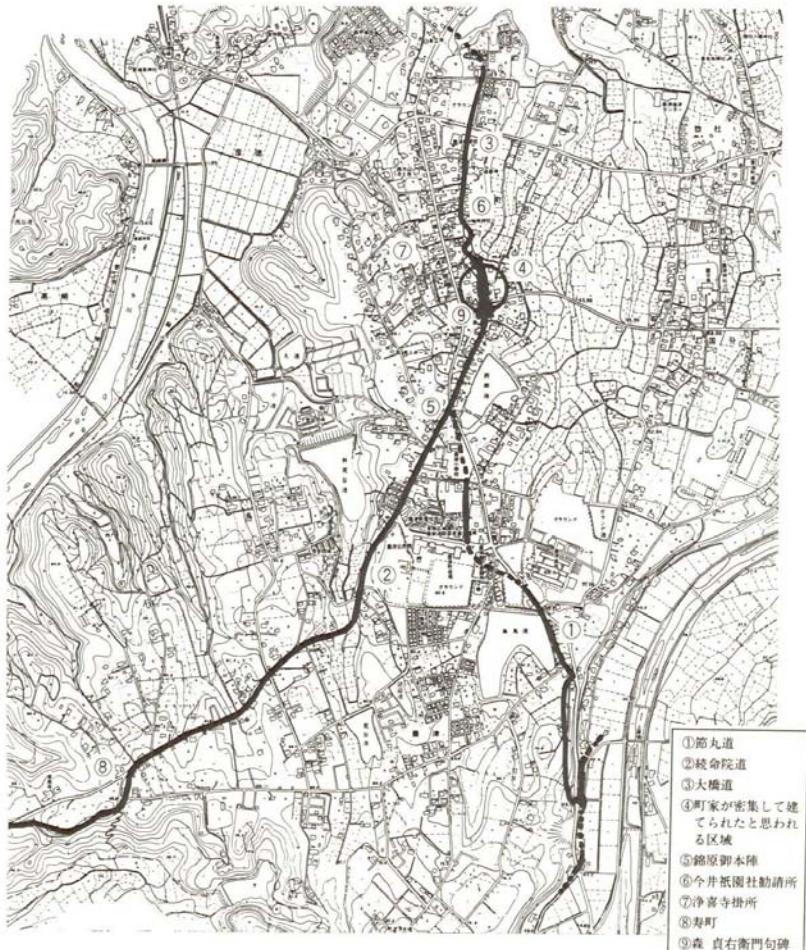
新開の錦原に移り住んだ者たちの中には、隣領中津藩の城下町から入って来た者もいた。中津・田中屋の惣七は、中津城下で指物細工を作っていたが、子供が多く生活が苦しいので、中津の家は^{せがれ}に譲り、自らは錦原に移り住んで指物細工を作り、「御場所御繁栄仕まつり候様相働き」と願い出ている（国作手永大庄屋文書天保十二年日記閏一月十二日条）。錦原には、この中津・田中屋の惣七のように指物職人もいたし、嘉永二年（一八四九）には、忠兵衛という紺屋が居を構えていたことが確認出来る。また、錦原には陶器屋もあつた。天保十二年十月、田川郡の俊平という者に、焼物を売ることを申し付け、俊平は寛左衛門という者の

家を当分借用して、商売を営むことになった（同前史料八月二十四日条）。同じころ、錦原皿山に作られた窯に火入れが行われ、陶器の生産が試みられている。この窯の操業は、吉助という人物が頭取となつて行つているが、使用する薪の世話には、大村庄屋・円平、谷口村庄屋・市兵衛があたつてゐる（長井手永大庄屋天保十一年「子日記」十月七日条）。皿山の窯で作られた陶器も錦原で販売することを予定していたものである。

また錦原では、薬の売買も行わされている。天保十四年（一八四三）八月、長井手永大庄屋は錦原において薬を購入し、村々に分け与えている。購入した薬は、「回生丹」一六〇〇貼、「山田振薬」六九〇貼、「風薬」一二〇〇貼、「虎胆丸」八五〇貼、「万能膏」九七〇貼であつた（長井手永大庄屋文書天保十四年「卯御用日記」八月二十九日条）。

ところで、天保期の開発で作られた町の景観を復元することは、非常に困難である。と言うのも、現在の豊津台地は明治初年から始まる小笠原氏の藩庁造営工事、さらにそれ以降の建設事業などによつて、天保期とは著しく景観を異にしているからである。伝承の部分も多いが第9図には、天保期の開発で作られた錦原の町を現在の地図に示してみた。天保十一年に造られた節丸道、国作道、統命院道、大橋道の内、節丸道、統命院道、大橋道は、ほぼそのルートが分かるが、国作道は不明である。錦原から国分村に向かつて東進する道であろうか。建物は地図中に太線で囲つた④の場所に、ある程度密集して建てられたようである。前述の錦原本陣の位置は⑤である。今井祇園社の勧請所は、現在稻荷神社となつてゐる⑥の場所という伝承が残り、淨喜寺の掛所は、現在の宇石走辺りと言われる。後に述べる山奉行の役宅には錦原本陣が用いらされた。⑧の辺りに「寿町」という地名が在ることを根拠に、そこに遊女屋があつたとする俗説がある。錦原に遊女

第3章 豊津台地の歴史



第9図 天保時代の開発によって造られた錦原の道・施設等配置図

屋が在ったことは確かであるが慶応二年（一八六六）に作成されたと思われる「錦原城地縄張図」（口絵）には、⑧の付近に建物は描かれていない。遊女屋がどこに建てられたのかは、いまだ不明である。

賑わう錦原

開発工事が開始される少し前から、人形淨瑠璃が上演されるなどして賑わっていた錦原であるが、開発が始まり、移り住む者が多くなるにつれて、賑わいはいつそうのものとなつた。

天保十一年（一八四〇）三月二十一日に今井祇園社の錦原神幸があり、五月三日に還御するまでの間、祭り、芝居が行われ、近郷から多くの人々が集まつたことは前述したが、この時には牛馬市も開かれた。市は二月十五日から三月十五日まで開かれたが、市の御用掛として、長井手永古川村の儀八、本庄村健七、崎山村九兵衛と健七、大坂村七兵衛が命じられている。長井手永大庄屋・長井雄太郎は、手永内の村々に対し、錦原以外で牛馬売買をしないよう指示した（長井手永大庄屋文書天保十一年「子日記」三月十七日、十九日条）。五月一日から二日までは仲津郡だけの「放樂・芝居見せ物」が執り行われ、一日は里三手永（平島、元永、国作）の村々が、二日は田舎二手永（節丸、長井）村々が見物した（同前五月一日条）。また、六月二十日から二十一日までの三日間にも神祭が執り行われ、踊、俄、人形芝居などが催された。さらに八月にも市が開かれ、大坂の役者たちによる芝居興行があつた（八月十一日初日）。この時に企救郡津田手永大庄屋中村平左衛門に配布を依頼された芝居の紙札（入場券）は一二〇〇枚で、一枚の値段が札で一匁三分だった（『中村平左衛門日記』第七卷）。

天保十二年八月七日から十九日にかけては、角力および芝居の興行があり、市が催されている。この時の芝居の紙札は、国作手永だけで四〇〇枚配布された（国作手永大庄屋文書天保十二年日記八月七日、八日、十八日、十九日条）。

山奉行の役宅

天保十一年（一八四〇）十月以来、京都郡、仲津郡の山奉行は、それぞれの郡奉行が兼務

していたが、天保十五年七月十九日、仲津郡及び京都郡山奉行（兼帶）に馬場庄助が任じ

られた（長井手永大庄屋文書天保十五年「辰御用日記」七月二十一日条）。もともと仲津郡山奉行の役宅は、平島手永道場寺村に在ったが、馬場が山奉行に任じられた時には、道場寺の役宅は使用出来ない状態にあつたようである。また、仲津郡では大橋御茶屋の修理や、翌弘化二年（一八四五）の藩主廻郡に伴う出費が予定されており、「道場寺へ新規建て難いのが現状であつた（同前十一月二十一日条）。そのため馬場は、錦原御本陣を役

宅として使用することを仲津郡奉行・西正

左衛門に申し出、これを受けた西は、馬場

が京都郡山奉行兼帶であるため、京都郡側

との連絡・調整を行つてゐる。西正左衛門

が仲津郡大庄屋中へ宛てた書状には、「錦

原御本陣に少しでも修理する所が有れば、

（費用の負担などについて）京都郡と話し合つ

て取り計らうこと」（同前史料）と指示して

いる。

大村下御本陣の代わりに建てられた錦原御本陣であるが、馬場庄助が役宅として使



第10図 山奉行役宅平面見取図

昭和40年代まで残っていた。この図は豊津町国分田中久夫氏の記憶に基づいて描いたもの。

用して以後、専ら山奉行役宅として使われることになった（第10図参照）。馬場の後を受けた松本新五右衛門も嘉永二年（一八四九）閏四月十日に、「錦原の町口」において国作手永大庄屋・子供役の出迎えを受け、役宅に入っている（国作手永大庄屋文書嘉永二年「己酉御用日記」閏四月十日条）。

その後の錦原

甲塚の本立寺は、小笠原氏縁故の寺で、
明治初年に豊津へ藩庁が移転したのに伴

い、小倉から寺地が移されたものである。当初は八景山北麓に置かれたが、明治二十年（一八八七）に現在の町立児童館の付近に移され、昭和初年に今の寺地に移転した。そ

の本立寺の境内に立つ「南無妙法蓮華經 本立寺」と刻まれた題目石は、天保期の国作手永大庄屋・森貞右衛門の句碑を、明治に入つて転用したものである。現在裏となつている面（転用される以前の表面）には次のような句が彫り込まれている。

春も秋も錦はひとりさくらかな 勝信

また北側の面には「第二代住大橋 森貞右衛門正勝 建

之」とある。この句碑が建てられた年代は不明であるが、元々は第9図の⑨の位置に在つたものである。勝信は建立



裏面「春も秋も錦はひとり
さくらかな 勝信」



第11図 森貞右衛門句碑
(豊津町甲塚本立寺)

者である第一代森貞右衛門正勝の義父であり、この句碑は錦原の繁栄を祈念して建立したものであると言われている（第11図参照）。

この森貞右衛門の願いとは裏腹に、錦原は早い時期から衰退して行つたのではないかと思われる。開発工事が終了してから間もない弘化三年（一八四六）、錦原の土蔵は不要になつたため、新しく大橋村に建てる土蔵の材料に使い、

建設費を削減することが計画されている（長井手水大庄屋文書弘化三年「牛御用日記」二月二十日条）。また、嘉永七年（一八五四）、「錦原六軒借屋」が朽ち損じてしまい、大風の際などに倒壊が心配されるので、二階部分が切り下げられている（国作手水大庄屋文書嘉永七年日記四月三日条）。このころには、開発当初の賑わいなど、錦原には存在しなかつたのであろう。

けれども、その錦原に再び槌音^{づちおと}が響き始める。時代は変わつて、明治元年（一八六八）暮れのことである。



北面「第二代住大橋
森貞右衛門正勝 建之」